

準備書の審査書

事業名		石狩湾新港ウインドファーム(仮称)事業		
事業者名		エコ・パワー株式会社		
事業実施区域		北海道石狩市及び小樽市		
事業特性	事業の内容	風力発電所設置事業 ・風力発電所出力: 12,000kW ・風力発電機の数: 3,000kW×4基 ・ブレード枚数: 3枚 ・ブレード中心高さ: 約80m ・ブレード直径: 約103m		
	工事の内容	・仮設・撤去工事(工事ヤード・搬入路)(4ヶ月) ・基礎工事(風力発電機)(4ヶ月) ・電気工事(電線路:2ヶ月)、(電線路・変電設備:8ヶ月) ・風力発電機組立据付工事(3ヶ月) ・試運転・試験検査(6ヶ月)		
地予 域測 特・ 性評 ・価 環結 境果 保 全 措 置・	大気質	1. 現況	調査地域及びその周辺では、国及び地方公共団体が設置している一般環境大気測定局が1局あり、窒素酸化物、浮遊粒子状物質等の大気環境の常時測定が行われている。また、ダイオキシン類については、2地点で測定が行われている。	
		2. 環境保全措置	・工事に使用する建設機械は、点検及び整備の徹底を図るとともに運転中のエンジンの空ぶかしの禁止、アイドルストップ等の対策を実施し、窒素酸化物等の大気汚染物質の発生低減に努める。 ・風力発電機設置予定区域、工事ヤード及び搬入道路においては、適宜、散水及びブルーシートによる被覆を行い、粉じんの飛散防止に努める。 他	
		3. 予測・評価	記載無し	
	騒音・超低周波音	1. 現況	調査地域及びその周辺における騒音の主な発生源としては、工場等の特定施設騒音及び自動車交通騒音が考えられる。自動車交通の道路網をみると、主要な道路としては、一般国道231号、一般国道337号、主要地方道(道道)石狩手稲線、一般地方道(道道)小樽石狩線等がある。また、石狩市の道路2路線において面的評価が行われている。道路交通騒音は、いずれの調査年及び調査路線においても昼間・夜間ともに環境基準を満たしている。	
		2. 環境保全措置	適切な機器の維持管理を行い、異常音の発生を抑制する。	
		3. 予測・評価	施設供用時の騒音については、現況の騒音レベルに大きな変化を及ぼさない程度で有り、施設の供用に係る騒音の影響は小さいものと予測された。また、適切な機器の維持管理を行い、異常音の発生を抑制することにより、事業の実施に伴う騒音の環境影響は、事業者の実行可能な範囲で回避または低減が図られているものと評価する。	
	振動	1. 現況	調査地域及びその周辺における振動の主な発生源としては、工場等の特定施設振動及び道路交通振動が考えられる。小樽市では「騒音規制法」に基づく施設数が295、「北海道公害防止条例」に基づく施設数が355となっている。石狩市では、「騒音規制法」に基づく施設数が6、「北海道公害防止条例」に基づく施設数が412となっている。	
		2. 環境保全措置	・工事の実施にあたっては、可能な限り作業の効率化を図り、建設機械の稼働台数削減に努める。 ・適切な機器の維持管理を行い、異常音の発生を抑制する。 他	
		3. 予測・評価	記載無し	
	水質	1. 現況	生活環境の保全に関する項目は、生物化学的酸素要求量(BOD)は全地点において、大腸菌群数は2地点において環境基準値を超過している。人の健康の保護に関する項目及びダイオキシン類は、すべての地点で環境基準値を下回っている。	
		2. 環境保全措置	・工事の実施にあたっては、できる限り裸地を小さくし、工事中に降雨に伴う濁水が直接区域外に流出することのないように配慮する。 ・工事中において、現場事務所や施工現場では、くみ取り式の仮設トイレを設置し、適宜バキュームカーによって、し尿を搬出する。 他	
		3. 予測・評価	記載無し	
風車の影(シールド)	1. 現況	記載無し		
	2. 環境保全措置	事業計画の段階から、風車の影などの影響が低減できるように、まとまった集落から約1.5km離れた位置に風力発電機を配置することとした。		

ク （猛禽類、 バード ストライ ク 含む） 動物	3. 予測・評価	事業の実施に伴う風車の影の環境影響は、事業者の実行可能な範囲で回避又は低減が図られているものと評価する。
	1. 現況	・現地調査の結果、哺乳類13種、鳥類155種、爬虫類4種、両生類2種、昆虫類916種が確認された。 ・現地調査により確認された重要な種は、哺乳類4種、鳥類28種、爬虫類0種、両生類0種、昆虫類36種。
	2. 環境保全措置	・風力発電機の運転開始後、事業者マニュアルに従って鳥類等の衝突事故のモニタリングを適切に実施する。 ・バードストライクに配慮し、電線路は埋設を基本とする。 他
植物	3. 予測・評価	調査及び予測の結果、大半の重要な種は生息地が対象事業実施区域外に位置し、生息環境に及ぼす影響はほとんどない、あるいは小さいものと予測され、一部、生息地が対象事業実施区域内に位置する種も、生息地と同様な環境が周辺にも広く分布していること等から、影響は小さい者と予測された。また、さらなる環境への影響の低減を目的として、環境保全措置を講じることにより、事業の実施に伴う動物への環境影響は、事業者の実行可能な範囲で回避又は低減が図られているものと評価する。
	1. 現況	・現地調査において、314種確認された。 ・重要な種については、対象事業区域及びその周辺において6種確認された。 ・重要な植物群落として、1種確認された。
	2. 環境保全措置	・方法書の縦覧後、電力会社との調整により事業規模が縮小された。環境保全の観点並びに住民等、国、関係自治体の意見を踏まえ、風力発電機の配置にあたっては、重要な動植物が多く見られる海岸草原及び砂丘林を回避し、極力これらの生息・生育環境の改変が少なくなるように配慮した。
生態系	3. 予測・評価	調査及び予測の結果、重要な種及び群落はいずれも育成地が対象事業実施区域外に位置し、生育環境に及ぼす影響はないと予測された。これらのことから、事業の実施に伴う植物への環境影響は、事業者の実行可能な範囲で回避又は低減が図られているものと評価する。
	1. 現況	調査地域及びその周辺の環境は、地形及び植生の状況から、樹林、乾生草地・畑地、造成地・市街地、海浜、湿生草地及び河川・池沼の6つの環境類型に区分される。その大半は低地の乾生草地・形又は造成地・市街地で、海岸線沿い等に海浜、樹林が帯状に分布する。これ以外には、内陸部の河川で河川・池沼がみられ、この周辺に湿生草地がみられる。退場事業実施区域の大部分は乾生草地・畑地であり、わずかに樹林が分布する。ただし、この乾生草地・畑地は港湾地域内の造成済用地である。地域を特徴づける注目種として、上位性にキタキツネ、典型性として、カワラヒワ、ヒバリ、ニホンアマガエル、特殊性として、水性植物群落及び湿性植物群落、キタホウネンエビを選定した。
	2. 環境保全措置	・風力発電機による動物への影響については、継続的に最新の知見等の収集を行う。その結果、さらなる調査や環境保全措置の実施等が必要と判断された場合には、その実施を検討する。 ・風力発電機の運転開始後、自社マニュアルに従って鳥類等の衝突事故のモニタリングを適切に実施する。その結果、さらなる調査や環境保全措置の実施等が必要と判断された場合には、その実施を検討する。 他
景観	3. 予測・評価	環境保全措置を講じることにより、事業の実施に伴う地域を特徴付ける生態系への環境影響は、事業者の実行可能な範囲で回避又は低減が図られているものと評価する。
	1. 現況	「自然景観資源」として美登江、生振、石狩海岸、石狩砂丘及び紅葉山砂丘の5件がある。そのほか、「北海道自然環境保全指針」において「すぐれた自然地域」として選定されている石狩川下流部湿原[真君別湿原(地名:矢臼場)]及び石狩海岸の2件がある。
	2. 環境保全措置	・事業の実施に際して、北海道景観計画及び小樽市景観計画に基づき、既存樹木の保全に努めることや施設の色彩の基準との整合を図ることにより、周辺景観との調和に配慮する。 他
人と自然との 合いの活動の 場	3. 予測・評価	事業の実施に伴う景観への環境影響は、事業者の実行可能な範囲で回避又は低減が図られているものと評価する。
	1. 現況	記載無し
	2. 環境保全措置	記載無し
廃棄物等	3. 予測・評価	記載無し
	1. 現況	平成23年度における一般廃棄物の総排出量は、小樽市では54,170t、石狩市では20,400tとなっている。北海道における産業廃棄物の発生量は39,920tであり、このうち19,909千t(生産量の約50%)が再生利用されている。
	2. 環境保全措置	・風力発電機設置予定区域内において、基礎工事で発生する建設発生土は、対象事業実施区域内で敷均し、区域外へ持ち出さない。 ・廃棄物は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律や建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」などの関係法令に従い適正に処理する。
	3. 予測・評価	記載無し

事後調査	<p>本事業においては、騒音及び超低周波音、風車の影、動物、植物、生態系、景観、温室効果ガスを対象に影響評価を行った。いずれも環境影響は事業者の実行可能な範囲で回避、低減されているものと評価された。したがって、主務省令に基づく事後調査の必要性はないと考えられる。</p>
その他特記事項	<p>特になし</p>
住民意見の概要及び事業者見解・関係都道府県知事意見・環境大臣意見	<p>住民意見の概要及び事業者見解：平成26年月日開催風力部会(平成2年度第回)資料 一参照 関係都道府県知事意見：資料 一参照 環境大臣意見：資料 一参照</p>
審査結果	<p>環境審査顧問会風力部会の御意見を聞いたうえで、環境の保全について適正な配慮がなされることを確保するための意見を記載。</p>
備考	<p>本審査書は事業者から届出された環境影響評価準備書を基に作成したものである。</p>